



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1196	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
1197	〃	( 〃 ).....	2
1198	〃	( 〃 ).....	2
1199	〃	( 〃 ).....	3
1200	〃	( 〃 ).....	3
1201	生活保護法による医療機関の指定	(福祉保健総務課).....	4
1202	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退	(障害福祉課).....	4
1203	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定	( 〃 ).....	4
1204	救急病院の申出の撤回	(医務課).....	4
1205	救急病院の認定	( 〃 ).....	5
1206	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課).....	5
1207	道路の区域変更	(道路保全課).....	6
1208	道路の供用開始	( 〃 ).....	6
1209	道路の区域変更	( 〃 ).....	7
1210	道路の供用開始	( 〃 ).....	7
1211	道路の区域変更	( 〃 ).....	7
1212	道路の供用開始	( 〃 ).....	8
1213	道路の区域変更	( 〃 ).....	8
1214	道路の供用開始	( 〃 ).....	8
1215	道路の区域変更	( 〃 ).....	9
1216	道路の供用開始	( 〃 ).....	9
1217	道路の位置の指定	(都市政策課).....	9

### ○ 公告

	軽油引取税免税軽油使用者証の無効	(税務課).....	10
--	------------------	------------	----

## 告 示

### 和歌山県告示第1196号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年11月26日まで縦覧に供する。

平成24年10月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年9月26日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山県造園緑化技術センター

3 代表者の氏名

山本聰洋

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市東釘貫丁二丁目53番地

5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県内及びその周辺地域における環境修景緑化及び地域づくりを産・官・学・民が協働し、より美しい県土創造を推進する事業を行うと共に、地域緑化技術の更なる発展充実や人材育成を図り、市民・団体・自治体等の緑化に関する様々な疑問・要望に応じて助言・支援・協力を行う。また、併せて地域住民への「みどり」に関する知識の普及啓発活動を行うと共に、関係諸機関に提言を行い、環境修景緑化に対する意識向上に貢献することを目的とする。

### 和歌山県告示第1197号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年11月26日まで縦覧に供する。

平成24年10月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年9月26日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山総合福祉支援センター

3 代表者の氏名

奥村剛史

4 主たる事務所の所在地

和歌山県岩出市中迫491番地の3 ニューシティMORIⅢ202号

5 定款に記載された目的

この法人は、自己の住む地域や家での療養を望む高齢者の患者に対して地域での療養と生活を支える医療・介護・教育等の向上のための事業を行い、寝たきりや認知症の状態の予防と療養を支援し、家族と共に安心して暮らせる地域社会を構築することを目的とする。

### 和歌山県告示第1198号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年11月26日まで縦覧に供する。

平成24年10月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年9月26日

2 名称

特定非営利活動法人市民活動フォーラム田辺

3 代表者の氏名

多田祐之

4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市高雄一丁目23番1号（田辺市民総合センター2階）

5 定款に記載された目的

この法人は、地域社会で活躍する市民活動団体及びボランティアの活動拠点確立と、より充実した公共、公益サービスを提供するための環境づくりを支援し、多様化した市民ニーズに対処するとともに、相互にネットワークを構築し、交流、協働を促しつつ活動の輪をひろげ、市民参加の気運を醸成するための市民活動を総合的に支援し、より活発な市民活動団体、より心豊かな潤いのあるまちづくりに寄与することを目的とする。

---

**和歌山県告示第1199号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年11月26日まで縦覧に供する。

平成24年10月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年9月26日

2 名称

特定非営利活動法人どんぐりはうす

3 代表者の氏名

坂東邦彦

4 主たる事務所の所在地

和歌山県西牟婁郡上富田町岩田1764番地の10

5 定款に記載された目的

この法人は、地域のなかで安心して活動できる場の少ない障害のある子ども達に、地域のなかで仲間と共に安全で豊かな放課後を過ごせる場を提供し、親も安心して働き生活することができるよう貢献するとともに、地域社会に、福祉に関する知識の普及に努め、障害のある人々や障害者福祉に関する理解を深め、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

---

**和歌山県告示第1200号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年11月26日まで縦覧に供する。

平成24年10月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年9月26日

2 名称

特定非営利活動法人ハートツリー

3 代表者の氏名

酒井滋子

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市下屋敷町98番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、ひきこもりの青年たちが抱える困難な状況を解決し、自立への道を支援する。そのために個々の要求に対応した必要な支援（相談、訪問、居場所、作業など）を医療・保健・福祉・教育・就労等の機関と連携しながら提供するとともに、ひきこもりについての啓発活動、支援する人材の育成の事業を行い、次世代を担う青年たちの自立への促進と福祉の向上に寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第1201号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年10月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
西薬 32-24	さくらの薬局	西牟婁郡上富田町市ノ瀬字根皆田2504-57	平成 24.10.1

## 和歌山県告示第1202号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（更生医療）において、同法第65条の規定により次のとおり指定の辞退があったので、同法第69条第3号に基づき公示する。

平成24年10月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	辞 退 年 月 日
公益財団法人白浜 医療福祉財団白浜 はまゆう病院	西牟婁郡白浜町1447	整形外科に関する医 療	金本成熙	平成 24.9.30

## 和歌山県告示第1203号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定に基づき公示する。

平成24年10月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所 支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年 月 日	指 定 の 有効期限
3052300 039	第2通園くじら	新宮市佐野954- 3	放課後等デイ サービス	社会福祉法人い なほ福祉会	東牟婁郡那智勝 浦町中里575	平成 24.10.1	平成 30.9.30

## 和歌山県告示第1204号

次の病院について、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成24年10月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 石本胃腸肛門病院
- 2 所在地 和歌山市田中町3丁目1番地
- 3 失効日 平成24年9月30日

**和歌山県告示第1205号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成24年10月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 済生会和歌山病院
- 2 所在地 和歌山市十二番丁45番地
- 3 有効期限 平成27年10月10日

**和歌山県告示第1206号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成24年10月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) ディオ和歌山北店  
和歌山県和歌山市善明寺278番2 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
大黒天物産株式会社 代表取締役 大賀昭司  
岡山県倉敷市堀南704番地の5
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
大黒天物産株式会社 代表取締役 大賀昭司  
岡山県倉敷市堀南704番地の5
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成25年5月29日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,779㎡
- 6 駐車場の収容台数  
62台
- 7 駐輪場の収容台数  
51台
- 8 荷さばき施設の面積

- 104.0㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量  
19.8㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻  
24時間
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間
- 12 駐車場の自動車の出入口の数  
5箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日  
平成24年9月28日
- 15 届出等の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課（和歌山市七番丁23番地）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 平成24年10月12日から平成25年2月12日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第1207号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市北宿字松尾116番1地内	旧	3.33 } 5.42	61.54	
同上	新	26.04 } 35.73	61.54	

**和歌山県告示第1208号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月12日

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 橋本市北宿字松尾116番1地内

供用開始の期日 平成24年10月12日

**和歌山県告示第1209号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿九度山線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市彦谷字壁山626番1地内	旧	3.10 ) 6.62	75.20	
同上	新	4.61 ) 17.11	75.00	

**和歌山県告示第1210号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 宿九度山線

供用開始の区間 橋本市彦谷字壁山626番1地内

供用開始の期日 平成24年10月12日

**和歌山県告示第1211号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月12日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道

2 路線名 宿九度山線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
伊都郡九度山町大字丹生川字玉133番1地先から同町大字丹生川字字ノ平61番1地先まで	旧	4.89 } 9.27	71.80	
同上	新	6.37 } 33.70	70.26	

和歌山県告示第1212号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 宿九度山線

供用開始の区間 伊都郡九度山町大字丹生川字玉133番1地先から同町大字丹生川字字ノ平61番1地先まで

供用開始の期日 平成24年10月12日

和歌山県告示第1213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 宿九度山線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
伊都郡九度山町大字丹生川字宝前田850番4地先から同町大字丹生川字宝前田847番11地先まで	旧	3.95 } 10.96	72.39	
同上	新	9.46 } 22.56	72.39	

和歌山県告示第1214号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。



その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 宿九度山線

供用開始の区間 伊都郡九度山町大字丹生川字宝前田850番4地先から同町大字丹生川字宝前田847番11地先まで

供用開始の期日 平成24年10月12日

### 和歌山県告示第1215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 花園美里線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬字曾我岩1729番1地先から同町大字花園梁瀬字曾我岩1730番1地先まで	旧	6.46 ） 16.61	102.80	
同上	新	12.53 ） 21.60	100.00	

### 和歌山県告示第1216号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年10月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 花園美里線

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬字曾我岩1729番1地先から同町大字花園梁瀬字曾我岩1730番1地先まで

供用開始の期日 平成24年10月12日

### 和歌山県告示第1217号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年10月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3183	海南市重根字宮ノ本1023番、1024番	和歌山市有家320番地1 日前開発 代表 赤間淳巳	平成 24. 10. 2	6.00	33.31

## 公 告

## 公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出があったので、平成24年5月16日以降無効とする。

平成24年10月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

業 種	記 号 番 号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の住所及び氏名	交付した事務所
農業	和歌山県 第2274号	平成22年7月22日から 平成25年7月21日まで	和歌山市有家162 岡崎眞三	和歌山県税事務所